

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について  
(周知)

日頃より、貴団体におかれては、医療保険行政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、国民の皆様にごこうしたメリットを享受していただけるよう、政府においては、取得に支援が必要な方に円滑にマイナンバーカードを取得いただける環境整備に取り組んでいます。本年2月17日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」においては「施設等が本人に代わって入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声が聞かれた」こと、「暗証番号の設定に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、暗証番号の取扱いについて検討する」ことが指摘されており、これに対する対応として、政府においては、本年11月から暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付を開始することを予定しています。

つきましては、現時点での暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要や医療機関・薬局での対応の留意事項をお示ししますので、別添団体各位におかれましては、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの詳細については、追ってお知らせします。

記

**1. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要**

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードは、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、マイナンバーカードに記録されている顔写真を用いて、顔認証等により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認を行うことができます。

また、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号の設定が必要な既存のマイナンバーカードと同様、患者本人の同意に基づき、医療機関・薬局において、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を閲覧できるようになり、より

多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

## 2. 医療機関・薬局での対応の留意事項

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては、医療機関・薬局においては、以下の点に御留意ください。

- ① 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号による本人確認ができませんので、本人確認の方法としては、顔認証を行っていただくことが基本となります。
- ② 顔認証の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認が可能ですが、こうした対応について、医療機関・薬局において、可能な限り御協力をお願いします。目視モードの立ち上げ方法及び利用方法の流れについては、別紙を御参照ください。

※ なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードに関して、待合スペース等にいる本人の顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能ですが、薬局において、代理の方が薬剤を受け取りに来るなど、本人が不在の場合は、目視での確認はできませんので、処方箋又は資格確認書で資格確認をしていただくこととなります。

- ③ 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知）において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケースにおける資格確認の方法としては、2の（1）において、「患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合…は、当該マイナポータルの画面…を医療機関等の受付窓口で提示することにより資格確認を行」うこととしておりますが、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについてはマイナポータルを利用することができないため、当該患者が健康保険証を持参していない場合は、同通知の2の（2）に記載のとおり「患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書…を可能な範囲で記入いただき」、医療機関・薬局の窓口で提出いただきます。

## 3. 今後の対応

本年11月から申請受付・交付を予定している暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付開始に備え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては本人確認の方法としては顔認証を行っていただくことが基本となることから、現在、顔認証付きカードリーダーの顔認証の精度向上等に向けて、各カードリーダーメーカーに対して対応を要請しており、各カードリーダーメーカーにおいては、8月以降順次必要な改善対応が図られる見込みです。また、こうした対応に加え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでも円滑に医療機関・薬局を受診等ができるように対応策を検討中であり、詳細は追ってお知らせします。

## 目視確認モード立ち上げの流れ

### 1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。



### 2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。



## 目視確認モード利用方法の流れ※

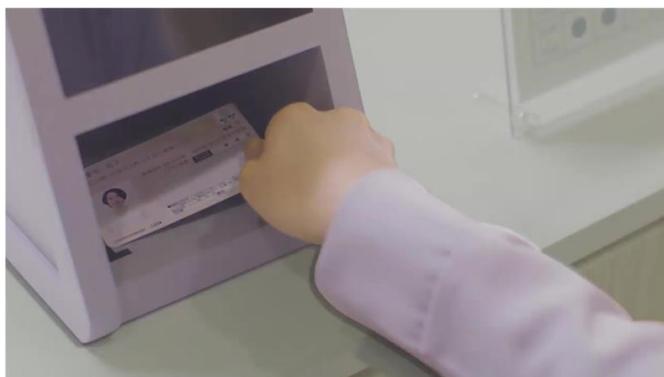
※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

### 1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

### 2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



## ○目視確認の留意事項○

目視確認は、本人確認作業を医療機関等の職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお気をつけください。